

富良野市情報ネットワーク環境整備事業事業者選定プロポーザル実施要項

富良野市は、未整備地域の世帯にアンケート調査等を行い、必要性や利用意向を把握し、教育や防災の拠点である公共施設や学校を整備することで、学校現場における情報通信環境の充実、災害時の避難所体制の強化を図るため、整備を行う光ファイバや付属設備の設計、工事施工等の事業者を募集し、その内容を審査して最良の提案をした事業者を選定し随意契約の相手方とする手続（以下「プロポーザル」という。）を実施する。

1 業務名

富良野市情報ネットワーク環境整備事業

2 業務の内容

整備区域（別紙区域図）内の各住戸・公共施設等に対し、FTTH方式による超高速ブロードバンドサービスが提供できるよう、必要な設備を整備すること。ただし以下の条件を満たすこと。

- ①整備に当たっては、各種法令に基づく許認可を得られる仕様とすること。
- ②整備に当たっては、地下管路を利用するなど景観へ配慮すること。
- ③国土交通省の情報BOX管路を利用できる区間は、当該情報BOX管路を利用すること。
- ④整備後に発生するランニングコスト（保守費用や各種占有に係る費用等）を最小限に抑える設計とすること。

3 予算の上限

この業務に係る予算は169,998千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）となっていることから、工事請負費の積算に当たっては予算の範囲内とすること。

4 契約件数

1件

5 プロポーザルに参加する企業に必要な資格

(1) 本提案に参加できる者は、法人格を有し、下記に掲げる要件を全て満たす者とする。

また、複数の者で構成されるグループ（共同企業体）で参加する場合は、代表企業が法人格を有していれば足りるものとする。

- ① 道内に本社又は事業所等を有する企業（以下「企業」という。）であること。
- ② 予定工事に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第3条による許可を有すること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当しないこと。
- ④ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により富良野市の競争入札への参加を排除されていないこと。
- ⑤ 富良野市が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- ⑥ 市・道税を滞納していないこと。
- ⑦ 企業の構成員が他の企業構成員として重複していないこと。
- ⑧ FTTH方式による超高速ブロードバンドサービスに用いる情報通信基盤の設計及び施工監理、

整備後の保守管理業務を一元的に遂行し、永続的なサービスの提供が可能であること。

- ⑨ 平成29年4月1日において、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条の規定により登録された電気通信事業者又は同法第16条の規定による届出を行っている電気通信事業者であること。
- ⑩ 建設業法第3条第6項に規定する電気通信工事の特定建設業の許可を有するものであること。
- ⑪ 建設業法第26条に規定する監理技術者を専任で配置できること。
- ⑫ 本事業完了後、速やかに全国均一の超高速ブロードバンドサービスの提供を開始できること。

6 プロポーザルの手続

(1) 参加申込書の受付

① 受付期間

平成29年5月10日（水）から平成29年5月16日（火）午後5時到着分まで

② 提出書類

提案参加申込書（様式1）又は共同企業体の場合は、提案参加申込書（コンソーシアム）（様式1-2）

③ 配布方法

富良野市ホームページでダウンロード、又は、総務部企画振興課（富良野市弥生町1番1号 富良野市役所2階）で配布

④ 提出方法

持参又は郵送とし、郵送で提出する場合は、平成29年5月16日（火）午後5時期限内に受理した場合は、提出者にその旨を連絡する。

(2) 企画提案書等の受付

① 受付期間

平成29年5月17日（水）から平成29年5月23日（火）午後5時到着分まで

② 提出書類

- ・企画提案書（別紙記載要領を参考のこと）
- ・登記簿謄本（発行3ヶ月以内のもの）
- ・営業所表（様式任意）
- ・決算書（直近3期分）

※ 決算内容に関しては年間売上高、税引後利益を明記すること。

また、過去に民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）など、各種法令に基づく申請手続きがあった場合はその旨明記すること。

- ・上記5プロポーザルに参加する企業に必要な資格⑩を証明する書類（写し可）
- ・提案参加申込書提出後に提案を辞退する場合は、辞退届（様式2）を提出すること。

③ 提出部数

6部（正本1部、副本5部）

④ 提出方法

持参又は郵送（電子メールやファクシミリによる提出は認めない）

なお、郵送で提出する場合は、平成29年5月23日（火）午後5時までに必着することとする。

(3) 留意事項

- ① プロポーザルに参加する者は、提出書類の提出をもって本実施要項の記載内容を承諾したものとみなす。
- ② 以下のいずれかの事項に該当する場合は、理由の如何を問わず直ちに失格又は無効とする。
 - ア 受付期限を過ぎて提出された場合
 - イ プロポーザルに参加する者に必要な資格を満たさない場合
 - ウ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

- ③ 特許権など法令に基づき保護されるべき内容が含まれる場合で、それにより生じた事象に係る責任は提出者が負うものとする。
- ④ 同一団体による複数応募は2件までとするが、そのうちいずれかが採用された場合においても請負契約費の支払いは1件分のみとする。
- ⑤ 受付期限を過ぎてからの提出書類の変更・差し替え又は再提出は認めない。(ただし軽微なものの差し替えを除く)
- ⑥ 応募書類は、理由の如何を問わず返却しない。

7 プロポーザル審査会

企画提案内容の審査のため、プロポーザル審査会を開催し、ヒアリングを実施する。

プロポーザル審査会では、審査項目に基づき内容の審査を行い、競争性並びに透明性の確保に十分配慮しながら提案内容の評価を行い、採点し、審査の上、最も優れていると認めた1件を選定する。

(1) 開催日

平成29年5月下旬(応募状況をもって日時を決定し、別途通知する)

(2) 開催場所

富良野市役所(開催日と共に別途通知する)

(3) 提案時間

プレゼンテーション30分以内、質疑応答時間10分以内

(4) 留意事項

- ① 提出済資料のほか、設備能力等に関する補足説明資料を用いて説明することを可とする。
- ② 指定時間に遅刻した場合は、審査対象としない。
- ③ プレゼンテーションは原則公開とするが、他の応募者及びその関係者の傍聴は認めない。

8 事業者選定の評価基準等

企画提案書の内容を下記項目に基づき評価、点数化し、総合点数の最も高い事業者を選定する。

この際、総合点数の最も高い者が複数あるときは、「2. 提案内容の的確性(技術力)」における点数の上位者を採用する。総合点数が同点、かつ、「2. 提案内容の的確性(技術力)」も同点の場合、「1. 業務の理解度・安定性」における点数の上位者を採用する。なお、全項目が同点の場合は、くじ引きにより採用者を決定する。

評価項目	評価のポイント
1. 業務の理解度・安定性	・本業務に対する理解度、取り組み姿勢 ・今後長期間にわたり本市と連携することとなるパートナーとしての安定性、適格性
2. 提案内容の的確性(技術力)	・安定した施工、保守管理、サービス提供等の体制・方法がとられているか ・将来のICTにおける環境変化にも柔軟に対応できる民間の創意工夫を生かした魅力的な情報通信サービスの独自展開案や将来計画案がいかに盛り込まれているか等
3. コスト	・ブロードバンドサービスを、いかに良質かつ低価格で提供できるか

9 審査結果の通知

審査結果は、書面をもって速やかにプロポーザル参加者に通知する。

1 0 請負契約について

(1) 契約手続きに関すること

審査結果決定後、選定企業に対し文書で通知する。

(2) 契約期間

工事請負契約締結日から平成30年3月31日まで

(3) 留意事項

- ・本契約は、プロポーザル審査会において選定した企画提案による基本的要素等と異なる内容や規模に変更することは認めない。ただし、詳細検討に伴う軽微な変更等はこの限りでない。
- ・選定企業が、請負契約業務の全部を第三者に委託し又は請け負わせることは認めない。また、その一部を第三者に委託し又は請け負わせる場合は、予め書面で市の承諾を得なければならない。

1 1 問合せ及び各種書類の提出先

〒076-8555 富良野市弥生町1番1号 富良野市総務部企画振興課 電話 0167-39-2304